

平成21年9月1日  
株式会社 七十七銀行

## 石巻地域におけるエリア営業体制の導入について

～ お客さまの高度で多様なニーズに、よりきめ細かにお応えいたします ～

株式会社七十七銀行（頭取 鎌田 宏）では、高度化・多様化するお客さまのニーズにお応えするために、このたび石巻地区の一部の店舗につきまして、「エリア営業体制」を導入することといたしましたので、その内容について下記のとおりお知らせいたします。

なお、当行では平成20年4月より仙台市の泉地区ならびに長町地区におきまして「エリア営業体制」を導入しており、今回で3つの地区での導入となります。

### 記

#### 1. 導入日

平成21年10月1日（木）

#### 2. 内 容

##### (1) 「エリア営業体制」について

「エリア営業体制」とは、一定地域（エリア）内の複数の店舗が一体となって、お客さまのニーズに合った、質の高い、きめ細やかなサービスを提供するための営業体制です。

エリア内の店舗については、役割に応じエリア総合店とエリア店に分け、それぞれの業務内容に合わせ、豊富な知識と経験を持つ行員を配置いたします。

##### (2) 石巻地区における「エリア営業体制」の概要について

事業を営まれているお客さまにかかるお借入のお手続きについて、エリア総合店となる石巻支店に集約するとともに、ご相談については、石巻支店と、エリア店となる穀町支店、新中里支店および蛇田支店の各支店長が連携しながら、お客さまのニーズにお応えしてまいります。なお、エリア店につきましては、事業を営まれているお客さまのお借入手続きを除き、従来どおりお取引いただけます。

地 区	エリア総合店	エリア店
石巻エリア	石巻支店	穀町支店、新中里支店、蛇田支店

### 3. 特 長

- (1) 事業を営まれているお客さまにかかるお借入のご相談につきましては、石巻支店の専門のスタッフまたはエリア店の各支店長が、お客さまのニーズに的確にお応えし、質の高い金融サービスを提供いたします。
- (2) 個人のお客さまにつきましては、各店舗の専門のスタッフが、お客さまのライフスタイルに合わせて、資産運用および各種ローンのアドバイスをご提供させていただきます。

以 上